

横浜市営住宅条例の一部改正について

1 改正の趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正(平成 25 年 7 月 3 日公布、平成 26 年 1 月 3 日施行)に伴い、横浜市営住宅条例を一部改正します。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正内容

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者(事実婚を含む)からの暴力と同様の事情があることから、その被害者を救済するために、適用対象を拡大したものです。

(1) 法律名の変更

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めます。

(2) 適用対象の拡大

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた者について、この法律を準用します。

3 横浜市営住宅条例の改正内容

市営住宅に単身で入居できる資格要件の一つとして、配偶者からの暴力を受けた者を対象としており、今回の法改正を受けて、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた者についても新たに対象に加えるものです。

(1) 引用法令名の変更

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めます。

(2) 適用対象の拡大

配偶者からの暴力を受けた者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた者を適用対象とします。

4 施行日

平成 26 年 1 月 3 日